

令和 7 年

上尾市議会 9 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第	87号	市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用 ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の 議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作 成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制 定について……………	1
議案第	88号	上尾市職員の育児休業等に関する条例及び上尾市 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	2
議案第	89号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	3
議案第	90号	上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改 正する条例の制定について……………	4
議案第	91号	上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の 制定について……………	5
議案第	92号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	6
議案第	93号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	7
議案第	94号	財産の取得について……………	8
議案第	95号	財産の取得について……………	9
議案第	96号	財産の取得について……………	10
議案第	97号	財産の取得について……………	11
議案第	98号	市道路線の認定について……………	12
議案第	99号	市道路線の廃止について……………	20

議案第 8 7 号

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(選挙管理委員会事務局)

1 提案理由	公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げるもの												
2 内容	次に掲げる費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げる。 1 選挙運動用ポスターの作成に要する費用 <table><tr><td>区分</td><td>改正単価</td><td>現行単価</td></tr><tr><td>印刷費（１枚当たり）</td><td>586 円 88 銭</td><td>541 円 31 銭</td></tr></table> 2 選挙運動用ビラの作成に要する費用 <table><tr><td>区分</td><td>改正単価</td><td>現行単価</td></tr><tr><td>作成費（１枚当たり）</td><td>8 円 38 銭</td><td>7 円 73 銭</td></tr></table>	区分	改正単価	現行単価	印刷費（１枚当たり）	586 円 88 銭	541 円 31 銭	区分	改正単価	現行単価	作成費（１枚当たり）	8 円 38 銭	7 円 73 銭
区分	改正単価	現行単価											
印刷費（１枚当たり）	586 円 88 銭	541 円 31 銭											
区分	改正単価	現行単価											
作成費（１枚当たり）	8 円 38 銭	7 円 73 銭											
3 施行期日	公布の日												

議案第 88 号

上尾市職員の育児休業等に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

1 提案理由	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、 職員の部分休業制度を拡充するもの
2 内容	部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の取得形態に加え、1 年につき 10 日相当の時間を超えない範囲内の取得形態を新設し、職員はいずれかを選択可能とする。
3 施行期日	令和 7 年 10 月 1 日

議案第 8 9 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に関し特定親族特別控除に係る規定を整備するほか、市たばこ税に関し加熱式たばこの課税方式を見直すもの																										
2 内容	1 個人の市民税																										
	納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等を有する場合に適用可能な所得控除として、「特定親族特別控除」が創設されることに伴い、当該控除を適用できるように規定を整備する。																										
	特定親族特別控除の控除額																										
	<table><tr><td colspan="2">親族等の合計所得金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td colspan="2">5 8 万円超 9 5 万円以下</td><td>4 5 万円</td></tr><tr><td colspan="2">9 5 万円超 1 0 0 万円以下</td><td>4 1 万円</td></tr><tr><td colspan="2">1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下</td><td>3 1 万円</td></tr><tr><td colspan="2">1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下</td><td>2 1 万円</td></tr><tr><td colspan="2">1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下</td><td>1 1 万円</td></tr><tr><td colspan="2">1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下</td><td>6 万円</td></tr><tr><td colspan="2">1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下</td><td>3 万円</td></tr></table>			親族等の合計所得金額		控除額	5 8 万円超 9 5 万円以下		4 5 万円	9 5 万円超 1 0 0 万円以下		4 1 万円	1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下		3 1 万円	1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下		2 1 万円	1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下		1 1 万円	1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下		6 万円	1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下		3 万円
	親族等の合計所得金額		控除額																								
5 8 万円超 9 5 万円以下		4 5 万円																									
9 5 万円超 1 0 0 万円以下		4 1 万円																									
1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下		3 1 万円																									
1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下		2 1 万円																									
1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下		1 1 万円																									
1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下		6 万円																									
1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下		3 万円																									
2 市たばこ税																											
	国のたばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこの課税方式について、紙巻きたばこの本数への換算を重量のみにより行う方式に見直す。また、令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間、激変緩和措置を講ずる。																										
	<table><tr><td colspan="3">課税標準</td></tr><tr><td colspan="2">現行</td><td>現行の換算本数×1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">改正後</td><td>令和 8 年 4 月 1 日以降</td><td>現行の換算本数×0.5 ＋改正後の換算本数×0.5</td></tr><tr><td>令和 8 年 1 0 月 1 日以降</td><td>改正後の換算本数×1.0</td></tr></table>			課税標準			現行		現行の換算本数×1.0	改正後	令和 8 年 4 月 1 日以降	現行の換算本数×0.5 ＋改正後の換算本数×0.5	令和 8 年 1 0 月 1 日以降	改正後の換算本数×1.0													
課税標準																											
現行		現行の換算本数×1.0																									
改正後	令和 8 年 4 月 1 日以降	現行の換算本数×0.5 ＋改正後の換算本数×0.5																									
	令和 8 年 1 0 月 1 日以降	改正後の換算本数×1.0																									
3 施行期日	・ 1 は、令和 8 年 1 月 1 日 ・ 2 は、令和 8 年 4 月 1 日																										

議案第 9 0 号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	重度心身障害者の福祉の増進を図るため、支給対象者を拡大するほか、所要の改正を行うもの
2 内容	1 支給対象者の追加 精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けた者を新たに重度心身障害者医療費の支給対象者とする。 2 助成対象となる医療費 精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けた者の助成対象となる医療費は、自立支援医療の精神通院に係る自己負担額とする。 3 他の医療費助成との調整 精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けた者で 1 8 歳になる年度末までの者又はひとり親家庭等医療費対象の者については、助成範囲の点から、重度心身障害者医療費ではなく、こども医療費又はひとり親家庭等医療費において助成できるようにする。
3 施行期日	令和 8 年 1 月 1 日

議案第 9 1 号

上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(上下水道部業務課)

1 提案理由	災害その他非常時における給水装置の早期復旧を図るため、給水装置工事の施行に係る要件を見直すもの
2 内容	災害その他非常時にあつては、本市以外の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の施行をできるようにする。
3 施行期日	公布の日

議案第 9 2 号

工事請負契約の変更契約の締結について

(健康福祉部福祉総務課)

1 提案理由	総合福祉センター大規模改造工事（電気設備工事）におけるインフレスライド条項の適用による請負代金額の変更に伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するもの
2 内容	総合福祉センター大規模改造工事（電気設備工事）に関する工事請負契約（令和 6 年 9 月 3 0 日議決第 7 9 号）を次のとおり変更する契約を締結する。 1 変更前の契約金額 1 9 3 , 6 5 5 , 0 0 0 円 2 変更後の契約金額 2 0 4 , 6 8 8 , 0 0 0 円 3 今回変更による増額 1 1 , 0 3 3 , 0 0 0 円 4 変 更 の 概 要 インフレスライド条項の適用による請負代金額の増額 ※インフレスライド条項…工事請負契約約款に定められているもので、工期内に急激なインフレーションなどにより資材や賃金水準が変動し、請負代金額が不適當となったときに、市又は受注者が請負代金額の変更を請求できる制度

議案第 9 3 号 工事請負契約の変更契約の締結について (健康福祉部福祉総務課)	
1 提案理由	総合福祉センター大規模改造工事（建築工事）におけるインフレスライド条項の適用による請負代金額の変更に伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するもの
2 内容	総合福祉センター大規模改造工事（建築工事）に関する工事請負契約（令和 6 年 9 月 3 0 日議決第 8 0 号）を次のとおり変更する契約を締結する。 1 変更前の契約金額 5 4 1, 2 0 0, 0 0 0 円 2 変更後の契約金額 5 5 9, 5 8 1, 0 0 0 円 3 今回変更による増額 1 8, 3 8 1, 0 0 0 円 4 変更の概要 インフレスライド条項の適用による請負代金額の増額

議案第 9 4 号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1	提案理由	災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）を取得するもの																
2	内容	広域災害に対応した救急現場における高度な救急救命活動に充てるため、災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）を更新して取得するもの 1 自動車の数量 災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車） 1 台 2 取得の方法 条件付一般競争入札 3 取得価格 37,004,000 円 4 契約の相手方 さいたま市中央区下落合 4 丁目 2 4 番 1 5 号 日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部 入 札 記 録 入札日時 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 9 時 4 0 分 <table><tr><th colspan="2">入札業者</th><th>入札額（円）</th><th>摘要</th></tr><tr><td>1</td><td>日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部</td><td>33,640,000</td><td>落札</td></tr><tr><td>2</td><td>埼玉日産自動車株式会社フリート営業部</td><td>35,150,000</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店</td><td></td><td>無効</td></tr></table> ※落札額の 100 分の 110 に相当する金額が契約しようとする額である。	入札業者		入札額（円）	摘要	1	日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部	33,640,000	落札	2	埼玉日産自動車株式会社フリート営業部	35,150,000		3	埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店		無効
入札業者		入札額（円）	摘要															
1	日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部	33,640,000	落札															
2	埼玉日産自動車株式会社フリート営業部	35,150,000																
3	埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店		無効															

議案第 9 5 号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1 提案理由	高規格救急自動車（非常用）を取得するもの																
2 内容	救急現場における高度な救急救命活動に充てるため、高規格救急自動車（非常用）を更新して取得するもの 1 自動車の数量 高規格救急自動車（非常用） 1 台 2 取得の方法 条件付一般競争入札 3 取得価格 37,004,000 円 4 契約の相手方 さいたま市中央区下落合 4 丁目 2 4 番 1 5 号 日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部 入 札 記 録 入札日時 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 1 0 時 0 0 分 <table><tr><th colspan="2">入札業者</th><th>入札額（円）</th><th>摘要</th></tr><tr><td>1</td><td>日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部</td><td>33,640,000</td><td>落札</td></tr><tr><td>2</td><td>埼玉日産自動車株式会社フリート営業部</td><td>35,100,000</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店</td><td></td><td>無効</td></tr></table> ※落札額の 1 0 0 分の 1 1 0 に相当する金額が契約しようとする額である。	入札業者		入札額（円）	摘要	1	日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部	33,640,000	落札	2	埼玉日産自動車株式会社フリート営業部	35,100,000		3	埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店		無効
入札業者		入札額（円）	摘要														
1	日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部	33,640,000	落札														
2	埼玉日産自動車株式会社フリート営業部	35,100,000															
3	埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店		無効														

議案第 9 6 号

財産の取得について

(教育総務部教育総務課)

1 提案理由

小学校児童用机（新 J I S 規格）を取得するもの

2 内容

小学校の児童用机の買換えのため、小学校児童用机（新 J I S 規格）を取得するもの

- 1 物 品 の 数 量 小学校児童用机（新 J I S 規格）
1 , 8 5 0 台
- 2 取 得 の 方 法 条件付一般競争入札
- 3 取 得 価 格 8 , 6 2 7 , 7 4 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 さいたま市北区吉野町 2 丁目 1 7 4 番
地 1 6
大宮教材株式会社

入 札 記 録

入札日時 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 1 1 時 2 0 分

入札業者		入札額（円）	摘要
1	大 宮 教 材 株 式 会 社	7 , 8 4 3 , 4 0 0	落札
2	株 式 会 社 小 林 商 店	7 , 8 8 0 , 4 0 0	
3	株式会社高砂屋書店上尾支店	2 2 , 1 6 3 , 0 0 0	
4	有 限 会 社 文 栄 堂	2 2 , 3 8 5 , 0 0 0	
5	N T T ・ T C リース株式会社関東支店		辞退

※落札額の 1 0 0 分の 1 1 0 に相当する金額が契約しようとする額である。

議案第 97 号

財産の取得について

(総務部危機管理防災課)

1 提案理由	避難所環境整備備品を取得するもの														
2 内容	避難所の生活環境改善に充てるため、避難所環境整備備品 を取得するもの 1 物品の数量 (1) 防 災 倉 庫 3 棟 (2) 背もたれ付ラップ式トイレセット 1 4 4 セ ッ ト (3) ポ ー タ ブ ル 電 源 1 4 4 台 (4) トイレ用パーティション (テント型) 1 4 4 台 (5) 避難所用パーティション (2部屋型) 3 8 4 台 (6) 避難所用パーティション (2部屋型) 専用屋根 3 8 4 台 2 取得の方法 条件付一般競争入札 3 取得 価 格 7 3 , 5 1 1 , 9 0 0 円 4 契約の相手方 上尾市向山二丁目 1 8 番地 1 3 株式会社サイボウ上尾営業所 入 札 記 録 入札日時 令和 7 年 7 月 2 9 日 (火) 午前 1 0 時 2 0 分 <table><tr><th colspan="2">入札業者</th><th>入札額 (円)</th><th>摘要</th></tr><tr><td>1</td><td>株式会社サイボウ上尾営業所</td><td>6 6 , 8 2 9 , 0 0 0</td><td>落札</td></tr><tr><td>2</td><td>有 限 会 社 宇 井 縫 製</td><td>6 7 , 9 8 5 , 8 0 0</td><td></td></tr></table> ※落札額の 1 0 0 分の 1 1 0 に相当する金額が契約しようとする 額である。			入札業者		入札額 (円)	摘要	1	株式会社サイボウ上尾営業所	6 6 , 8 2 9 , 0 0 0	落札	2	有 限 会 社 宇 井 縫 製	6 7 , 9 8 5 , 8 0 0	
入札業者		入札額 (円)	摘要												
1	株式会社サイボウ上尾営業所	6 6 , 8 2 9 , 0 0 0	落札												
2	有 限 会 社 宇 井 縫 製	6 7 , 9 8 5 , 8 0 0													

議案第 98 号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

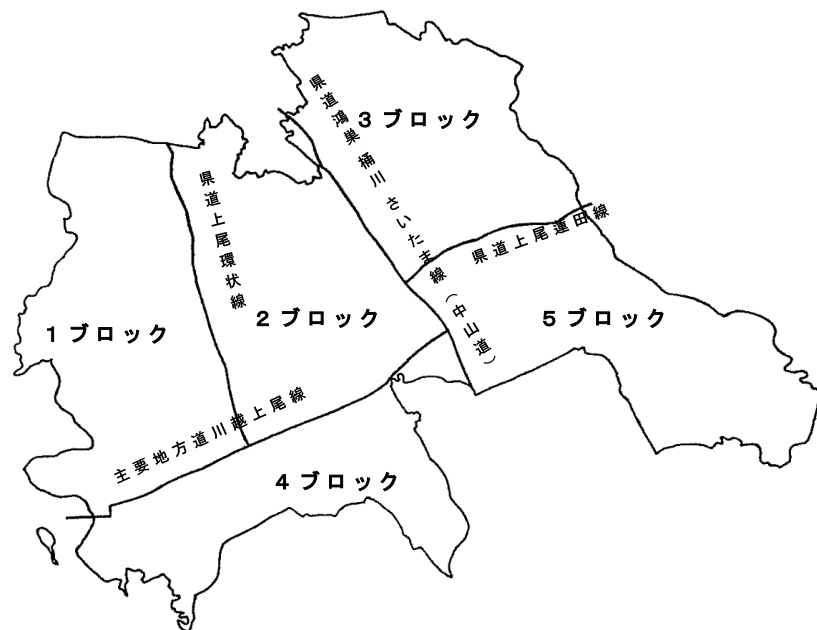
寄附を受けた私道及び都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

寄附を受けた私道のほか、都市計画法の規定に基づき市に
帰属した道路を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	2 2 0 6 8 号線～ 2 2 0 7 0 号線	3	3 0 2 . 0 9
3ブロック	3 1 2 1 8 号線	1	8 4 . 4 5
5ブロック	5 1 1 7 6 号線～ 5 1 1 7 9 号線	4	3 7 4 . 9 5
計		8	7 6 1 . 4 9

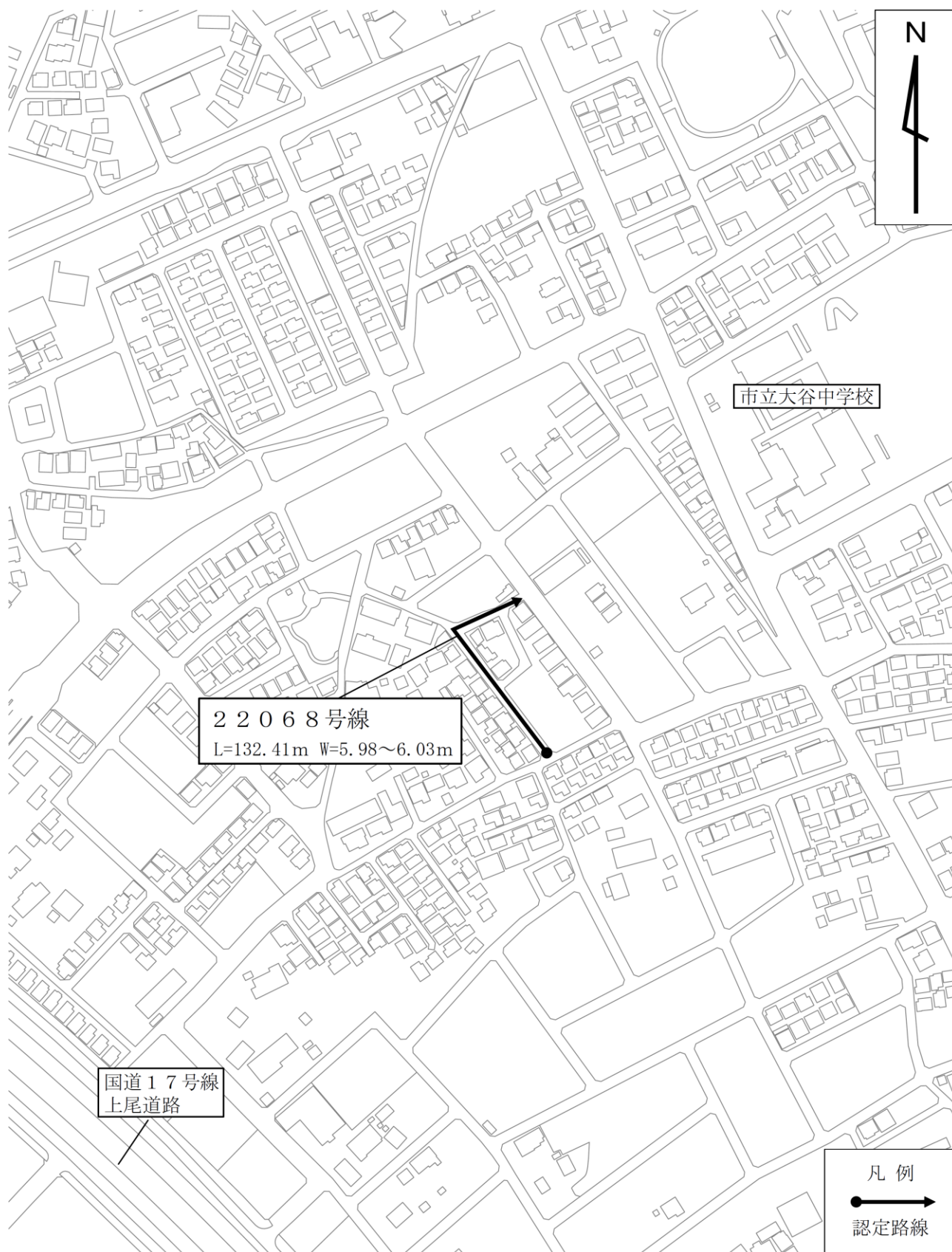
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

2 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

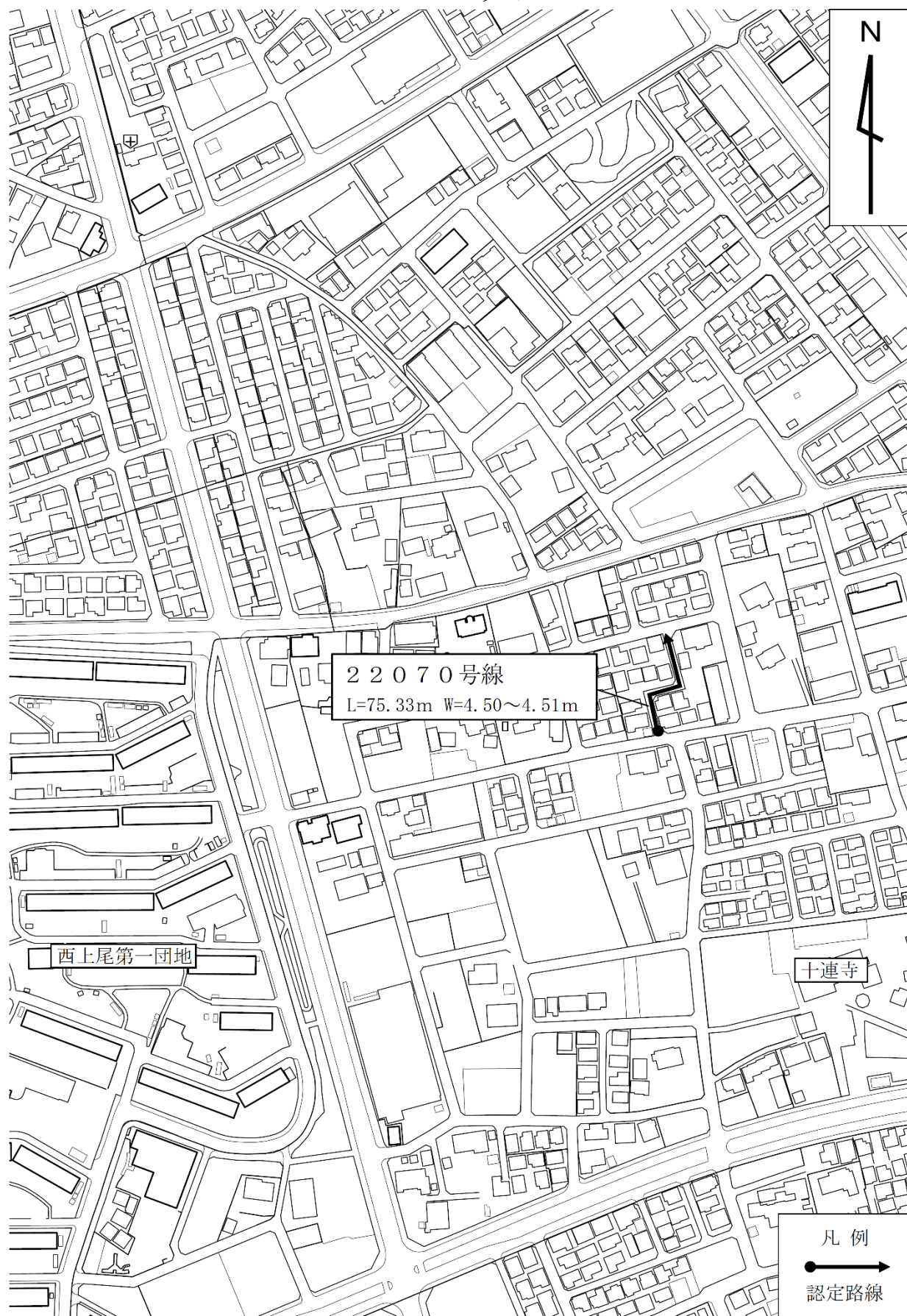
2 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

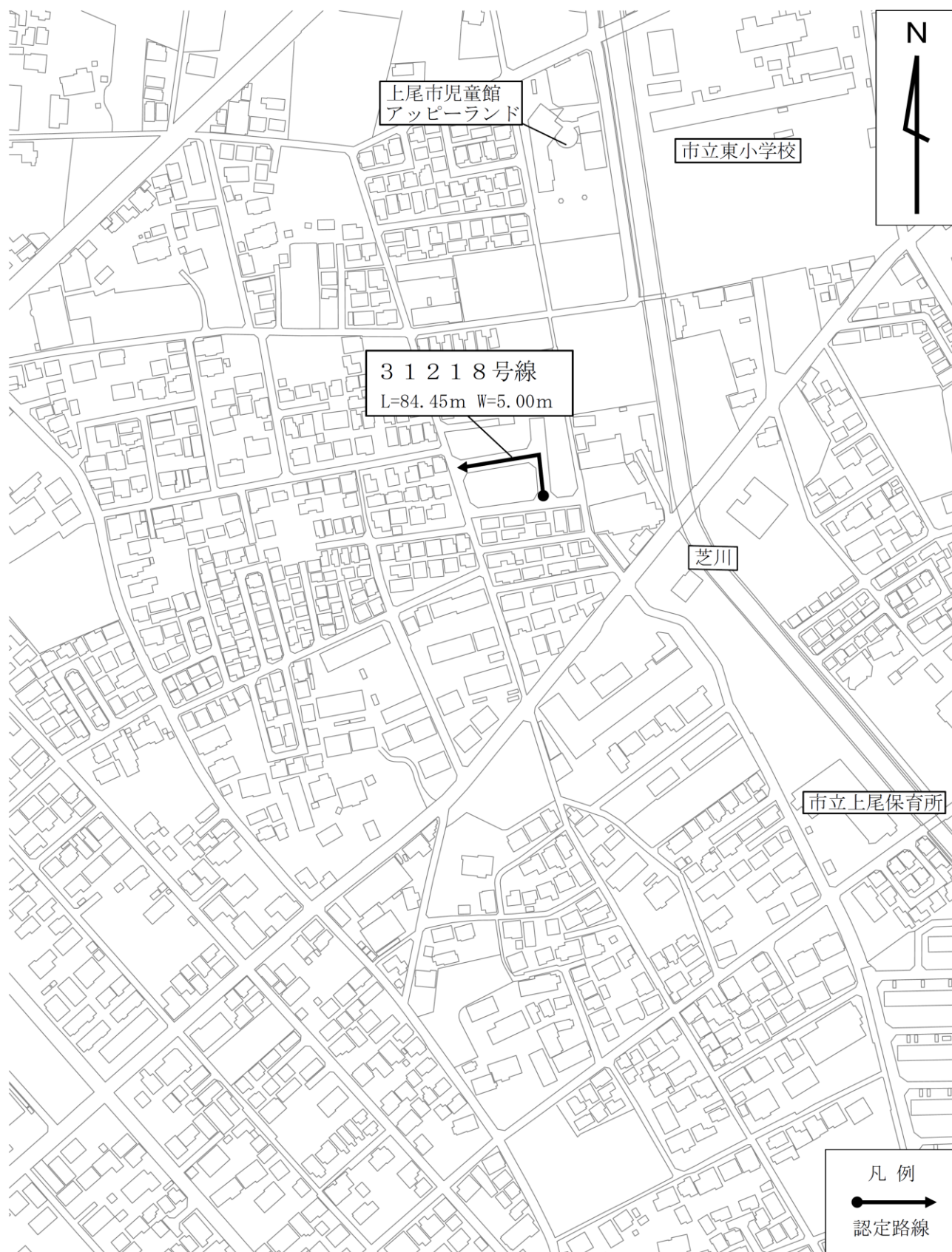
2ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

3 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

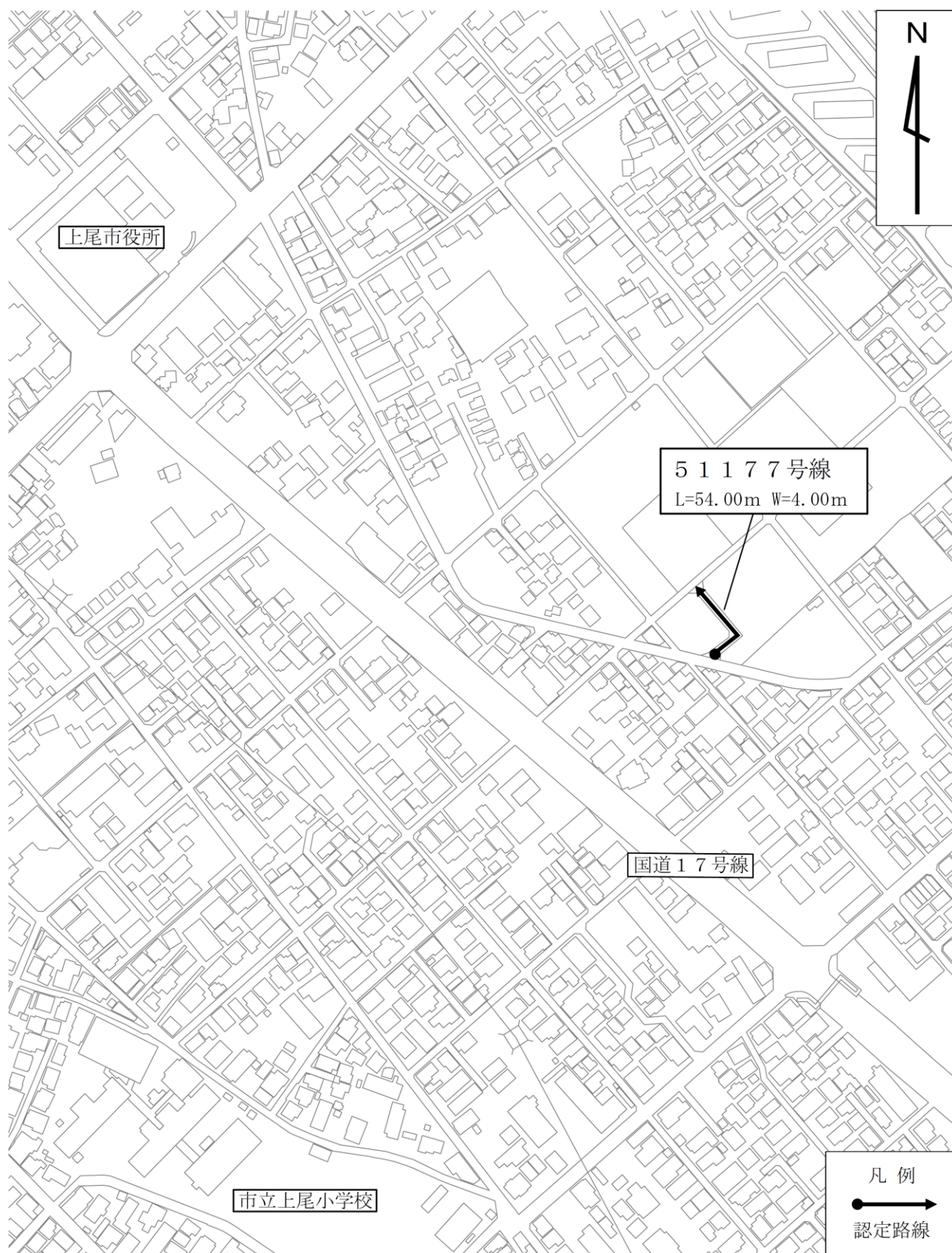
5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5 ブロック



議案第 9 9 号

市道路線の廃止について

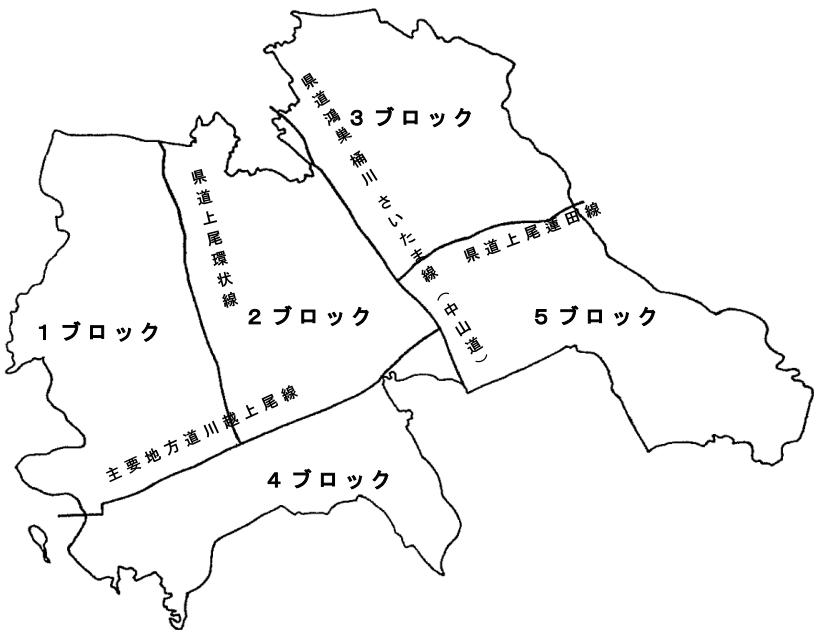
(都市整備部建設管理課)

1 提案理由 寄附を受けた私道とそれにつながる既存の市道路線とを併せて一路線として認定するため、当該既存の市道路線についてはこれを廃止する必要があるので、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、提案するもの

2 内容 寄附を受けた私道とそれにつながる既存の市道路線とを併せて一路線として認定するため、当該既存の市道路線を廃止する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2 ブロック	2 1 8 5 5 号線	1	5 7 . 4 0

市道路線ブロック区分図



廃止路線図（位置図）

1 : 3,000

2 ブロック

